

P T A規約改正（案）

現行の規約

第9章 各種委員会

第18条 この会には、次の各種委員会をおきます。

1. 常任委員会（学級委員会・校外安全委員会）
2. 運営委員会
3. P T A推薦委員会
4. 特別委員会

第20条 常任委員会は、学級委員会と校外安全委員会の2委員会とします。

改正案

第9章 各種委員会

第18条 この会には、次の各種委員会をおきます。

1. 常任委員会（学年委員会・校外安全委員会）
2. 運営委員会
3. P T A推薦委員会
4. 特別委員会

第20条 常任委員会は、学年委員会と校外安全委員会の2委員会とします。

第12章 付 則

第28条 この規約は、令和3年5月25日一部改正施行します。（第18・第20条改正）

※既に2号議案以降は、従来の「学級委員」の呼称を「学年委員」と変えて作成していることをご了承下さい。